

令和8年度 三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務 仕様書案

1. 概要

本仕様書は、三重県(以下「本県」という。))の「令和8年度 三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務(以下「本委託業務」という。))」の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2. 本業務の目的

本県では、職員の業務効率化や生産性のさらなる向上を図り、利用者目線の行政サービス創出を実現するため、令和 6 年度から、業務で蓄積した情報を生成 AI に学習させ、学習させた情報などに基づいた回答を行うことができる生成 AI の利用環境を整備・運用するとともに、職員が効果的に活用するための研修等を実施しています。(参考:[県庁 DX の推進について](#))

本委託業務は、生成 AI 利用環境を通じて、県全体の DX 推進を図ることを主な目的としています。

3. 現状の課題

- ・業務で活用できる効果的な生成 AI の使い方が提示できていない。
- ・生成 AI を効果的に活用するための研修等が十分実施できていない。
- ・利用申請からアカウント発行までのフローが自動化できていない。

4. 業務委託名

令和8年度 三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務

5. 履行期間

契約期間: 契約日から令和9年3月31日まで

環境構築期間: 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ライセンス提供期間: 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 履行場所

三重県津市 地内他

7. 対象者

三重県職員

8. 本委託業務の内容

「2. 本業務の目的」及び「3. 現状の課題」を踏まえ、本業務においては、以下に提示す

る生成 AI 利用環境の整備・運用等を行うこと。

(1) 生成 AI 利用環境の構築・提供

- ア.国内リージョンの Microsoft の Azure OpenAI service を用いた chatGPT-5 の生成 AI を、専用環境として提供すること。
- イ.上記アの大規模言語モデル(LLM)以外に複数の LLM を提供することとし、利用者が目的に応じて最適なモデルを選択できる環境であること。
- ウ.生成 AI は、監査目的等のためのデータ保存をしない設定とすること。また、日本リージョン対応とすることとし、Azure 環境は受託者で用意すること。
- エ.入力情報等が生成 AI の機械学習に利用されない措置を行うこと。
- オ.生成 AI は、3,000人以上が利用できること。同時利用可能ユーザは200人以上とする。
- カ.利用者全体で月 5,000 万文字/月以上のトークン数(入出力合計)が利用できること。
- キ.各利用者には、個別に利用アカウントとパスワードを配布し、ログインする仕様とすること。
- ク.生成 AI は、県固有の外部情報領域を保持し、保持された MS-Word、PDF 等の文書やデータベース内の情報を最新化することで、最新の情報を即座に生成 AI の出力結果に反映させることができること。(以下、RAG 機能と呼ぶ)
- ケ.外部情報領域は「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」に登録された国内リージョンのクラウドサービス事業者環境で提供すること。
- コ.プロンプトのテンプレート機能を有し、業務に即した複数のテンプレートを提供すること。また、独自テンプレートを追加できる機能を有すること。
- サ.多数の職員が一度にアクセスした際に、アクセス遅延が生じないこと。
- シ.本県が指定するグローバル IP アドレスによるアクセス制御が可能であること。IP アドレスは複数指定できること。
- ス.本システム上に保存されたデータについては、本業務の関係者以外が閲覧・取得できないこと。なお、契約終了後、受注者側に保存されているデータ等は発注者に受け渡すとともに、受注者側においては削除することとし、その際には暗号鍵を削除するなどの簡易かつ確実な対応により、保存した情報を復元困難とする管理を行うこと。

(2) 研修の実施

- ア.講師は県が準備する会場で利用者向け研修を 4 回以上実施すること。
- イ.オンサイト(30 名程度)とリモートサイト(400 名程度)の両方同時で実施すること。
- ウ.実践的な研修プログラム(ハンズオン形式研修等)を実施すること。

(3) 運用業務

- ア.県より生成 AI 利用環境の利用者登録を依頼するため、受託者に生成 AI 利用環境用アカウントと氏名を明記したメールを随時送信する。その情報を生成 AI 利用環

境に週次で新規登録すること。

イ.登録完了後、利用者に登録完了通知と初期パスワードをメールで通知すること。

ウ.県管理者が利用アカウント登録を CSV 等で一括登録できること。

エ.県管理者が生成 AI の使用状況を把握できること(トークン利用数(LLM 毎トークン利用数含む)、会話数、利用料金等)。

オ.契約額に応じた利用上限を超過しない機能を付与するなどの措置を講じること。
措置が講じられない場合は受託者負担で利用を継続すること。

カ.生成 AI への入力及び生成内容、時刻、利用者アカウントをログとして出力する管理機能を有すること。

キ.利用者からの問い合わせ対応として、平日8:30~17:15 で直接対応する窓口と体制を用意すること。

ク.県管理者向け運用支援として、平日8:30~17:15 で不具合対応や県管理者からの問い合わせ対応を実施すること。

ケ.県管理者向けに、利用状況を多角的に分析・可視化できるダッシュボード機能を提供すること。

コ.月次定例会を開催し、詳細な利用傾向分析と生成 AI の利用促進のための支援を実施すること。

サ.クラウドサービスの計画メンテナンス等、サービス提供に影響を及ぼす作業については、原則、20 営業日以上前に県に通知すること。

シ.サービスへの影響がある障害発生時、県管理者からの障害連絡を受け付けるとともに、障害内容、影響範囲、障害発生時間、復旧時間などを管理したうえ、障害に対して対応すること。

ス.トラブル進捗状況を管理し、必要に応じて中間報告を行うこと。

9. 実施体制

ア.本委託業務の受託者は、本委託業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。

イ.原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出、承諾を得ること。

ウ.本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

エ.受託者は ISMS(ISO/IEC 27001)を取得していること。

10. 実施計画書の提出

本委託業務の受託者は、本委託業務の履行に当たり、あらかじめ実施体制及びスケジュールなどを記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。なお、スケジュールを作成する際は、提供開始日と終了予定日、「11.納品物件」に記載する納品物件の納入時期を記載すること。

11. 納品物件

(1)成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。

(2)ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。

(3)本委託業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| ① プロジェクト実施計画書 ----- | 契約締結日から 10 日以内 |
| ② 県管理者及び利用者用操作説明書 ----- | 契約締結日から15日以内 |
| ③ 月ごとの利用実績----- | 毎月(先月分を翌月 5 日以内、
令和9年 3 月分は 3 月中) |
| ④ 研修計画書----- | 研修日の 2 か月前 |

なお、県管理者及び利用者用操作説明書は、県が指定するフォーマット(マイクロソフトパワーポイント形式)で作成し納品すること。

12. 支払い条件

令和9年3月31日(水)までに全ての業務を完了させ、検収後に委託費用を支払うこととする。

13. その他注意事項

(1)本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。

(2)個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(3)本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

(4)受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。

(5)本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。

(6)打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。

(7)本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。

(8)本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。

(9)受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10)受託事業者が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (11)本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応すること。